

北海道獣医療提供体制整備計画についての意見募集結果

令和3年8月2日

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方※ |
|---|---|
| <p>公務員獣医師の慢性的な欠員状態解消のためには、給与の改善が早道。現行の医療職Ⅱに調整額を付けるのではなく、6年制獣医師にふさわしい独自の給与表の作成が必要。</p> <p>また、道の委託料を参考に家畜市場等における獣医師の業務委託料が設定されており、学生アルバイトより低いため、道の委託料の見直しも必要。</p> | <p>御意見のとおり、待遇は就職先選択の動機付けとなる因子です。道の公務員獣医師においては、初任給調整手当の拡充等による待遇改善に取り組んでまいりましたが、獣医師独自の給与表を策定した県もあることから、今後も継続的に取り組むため第3の4(2)前段を修正します。</p> <p>一方、道の雇上獣医師の手当は、国が提示した単価を参考に設定しており、獣医師の待遇改善と併せ今後の課題とさせていただきますが、家畜市場等における業務委託料については、道の単価設定に縛られるものではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">A</p> |
| <p>今後、定年延長により代替獣医師の確保が難しくなるため、公務員獣医師においては、増加する女性獣医師のライフイベントに伴う長期休業取得に備え、予め定員を増加しておくことが必要。</p> | <p>御意見のとおり、女性獣医師は今後も増加が見込まれており、現状は女性の方がライフイベントによる影響を受けやすいため、不在時の代替獣医師の確保が課題となっています。女性獣医師の休職や離職を見込んで予め定数を増加することは制度上困難ですが、第4の3(2)にあるとおり、各地域で育児が一段落する等により就業意欲のある獣医師確保に努めるとともに、女性獣医師を含む様々なライフステージの獣医師が活躍できるよう、離職後も安心して復帰できる知識や技術のフォローアップ環境や、復職や転職を希望する獣医師が募集情報にアクセスしやすい環境の整備を進めてまいります。</p> <p>なお、道職員においては現在多くの欠員を抱えており、まずは定数を確保することが必要ですので、獣医師確保対策に全力を入れてまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p> |
| <p>獣医学生が産業動物獣医師または公務員獣医師を志望するためには、国民に安心、安全な生産物を提供する「重要な役割」を果たしていることへの理解醸成と、その「重要な役割」に見合う対価が支払われる給与体系を作成すべき。</p> | <p>御意見のとおり、獣医師免許取得者が公務員分野あるいは産業動物分野を志向するためには、社会的責務の理解醸成と、それに見合う待遇が備えられていることが必要と考えますので、第3の4(2)前段を修正します。</p> <p style="text-align: right;">A</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方※ |
|---|---|
| <p>家畜伝染病予防法改正により、農場に管理獣医師を置くことが義務づけられたことから、管理獣医師の養成とその役割に応じた報酬が得られるよう、家畜保健衛生所が中心となり関係機関と検討し、制度の確立・普及・運用を進めていくべき。</p> | <p>令和2年6月30日に改正・公布された飼養衛生管理基準では、農場毎に担当獣医師または診療施設を定め、定期的に飼養家畜の健康管理の指導を受けることとされました。北海道でも令和3年4月に飼養衛生管理等指導計画を策定し、今後、各地域において家畜保健衛生所が中心となり畜産関係者と連携し、飼養衛生管理体制の高位平準化を図るため効率的かつ計画的な指導体制の構築に努めてまいるところです。</p> <p>農場の指導においては担当する獣医師の皆様の御理解・御協力が重要ですので、御意見を参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本計画においては、道内で大規模農場や多頭数を飼育する預託農場が増加しており、飼養衛生、疾病予防や薬剤耐性対策等を含めた管理において、管理獣医師の果たす役割の重要性が増していることから、第6の2において研修の受講により管理獣医師が必要な知識等の習得を推進することを記載しています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 30px; float: right; margin-top: 10px;">C</div> |
| <p>牛のヨーネ病について、これまで患畜の摘発淘汰による清浄化対策を実施してきたが、未だ清浄化は達成されず、患畜は減少していない。遺伝子検査法等検査方法の進歩により患畜を摘発できても、ヨーネ菌が牛個体や環境中に潜伏している状況を清浄化できるとは考えられない。</p> <p>また、北海道においては、大規模農場が増加しており、大規模農場でヨーネ病が発生した場合に現在の全頭検査による清浄化対策が可能か、また、大規模農場の経営戦略に応じた対策をとれるのか疑問。</p> <p>環境を含めたヨーネ病の清浄化を目指すよりも、検査による摘発淘汰から、下痢発症牛が発見された場合に淘汰するといった形の対策に移行し、牛が経済的期間発症しない方策（ワクチン、薬剤等）も検討することで、コントロールを目指すことが必要。</p> <p>今般、飼養衛生管理指導等計画が策定され、飼養衛生管理の指導が強化された機会に、これまでの対策の費用対効果及び発生農場の中には離農した農場があったことを踏まえ、北海道のヨーネ病対策を見直すことが必要。</p> | <p>牛のヨーネ病は、慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等を引き起こす伝染病で、ワクチンや治療法がなく、生産性に与える影響から、我が国では撲滅対象疾病に指定され、法定伝染病として感染牛は殺処分されます。また、国が策定した「ヨーネ病防疫対策要領」に基づき移動牛の検査や飼養衛生管理の指導、発生農場の防疫対策等の総合的な対策の実施が求められています。</p> <p>本病に対し、道では家畜伝染病予防法に基づく定期検査や「北海道ヨーネ病防疫対策実施要領」に基づく発生農場の清浄化対策により、近年は毎年700頭前後の患畜を摘発するとともに、地域の自衛防疫組織等と連携し消毒徹底等の衛生指導に努めているところです。</p> <p>※我が国では、防疫対策の継続により、米国等諸外国に比較し、本病の陽性率（令和元年度の乳用雌牛と肉用繁殖牛の飼養頭数に占める患畜頭数の割合）は0.05%程度と非常に低い水準に抑えられています。</p> <p>一方、御指摘のとおり、近年は大規模農場の増加に伴い大規模農場での発生も認められており、また、本病の特性により、清浄化対策に長期間を要する事例も多く、生産者の経済的・精神的負担が大きいため、早期清浄化及び発生農場の経済的負担軽減のため、ハイリスク牛の自主淘汰に対する支援事業も活用しているところです。</p> <p>本年4月に策定した飼養衛生管理等指導計画でも病原体の農場内への侵入防止等を重点指導項目としており、今後も、地域関係者との連携を一層強化し、農場毎の指導をきめ細かに行き、本病の早期清浄化に努めてまいります。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 30px; float: right; margin-top: 10px;">D</div> |

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方※ |
|---|---|
| <p>野生動物への対応について、野生動物保護の観点からの傷病鳥獣への対応と、感染症伝播面で問題視される外来種や衛生動物への対応を分けて記載してはどうか。</p> | <p>御意見のとおり、野生鳥獣には、保護管理の対象となる傷病鳥獣だけでなく、農業被害を与えたり在来種を脅かす外来種や人や家畜の感染症の伝播要因となる衛生動物が存在していますので、獣医療提供の対象となる傷病鳥獣について、第7の4前段を修正します。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">A</div> |
| <p>このような長期にわたる整備計画書では、実態に即したものとしていくために、途中での修正や変更も必要となってくる。作成しただけではなく、それらを検証する機関も必要であると思う。</p> | <p>御意見のとおり、計画途中に進捗状況等を検証し、必要に応じ見直すことも必要であると考えましたので、第7の5に計画の見直しについて記載しています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">B</div> |

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

| | |
|---|-------------------------------|
| A | 意見を受けて案を修正したもの |
| B | 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの |
| C | 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの |
| D | 案に取り入れなかったもの |
| E | 案の内容についての質問等 |

| |
|---|
| <p>問い合わせ先 農政部生産振興局畜産振興課（家畜衛生係） 電話 011-231-4111 （内線 27-785）</p> |
|---|